

(外交防衛委員会)

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又

は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求める件(閣条第八号)(衆議院送

付)要旨

「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」(以下「条約」という。)は、条約本文及び三の附属議定書から成るものとして、一九八〇年(昭和五十五年)にジュネーブで開催された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する国際連合会議」において採択され、一九八三年(昭和五十八年)に効力を生じた。

その後、一九九五年(平成七年)には、「失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書(議定書)」を追加する議定書がウィーンで開催された条約の運用検討会議において採択された。また、一九九六年(平成八年)には、「地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書)」を国際的性質を有しない武力紛争についても適用する等、地雷等に関する規制を強化するために同議

定書を改正する議定書がジュネーブで開催された条約の運用検討会議において採択された。

さらに、地雷等以外の通常兵器で条約及び条約の附属議定書により禁止又は制限の対象となるものについても、国際的性質を有しない武力紛争においてその使用を禁止又は制限する必要性が認識されたことから、二〇〇一年（平成十三年）十二月にジュネーブで開催された条約の運用検討会議において、この改正が採択された。

この改正は、条約及び条約の附属議定書を国際的性質を有しない武力紛争についても適用することを目的とするものである。